

大学でハラスメントの被害に遭うと……被害当事者の立場から

2024年3月28日

深沢レナ（大学のハラスメントを看過しない会 代表）

◆「大学のハラスメントを看過しない会」について

早稲田大学でのキャンパス・セクハラ被害当事者である深沢レナと、その裁判や活動を支援する個人からなる任意団体。2020年11月、裁判の開始後に発足し、公式ウェブサイト（<http://dontoverlookharassment.tokyo/>）を通じて、裁判書面も含めた活動の詳細を報告・公開してきました。裁判は深沢がほぼ独力で、自費で始めましたが、会の発足後は少しずつ、陳述書に共感を寄せてくれた方々から寄付を集めるかたちで何とか活動を続けています。

◆できごとの略年譜 （詳細は、会ウェブサイトの「訴訟関連資料 → 関連できごと年表」）

- 2015年9月 早稲田大学文学学術院現代文芸コースを受験。創作のゼミを希望していたにもかかわらず、希望していなかった渡部氏の批評ゼミに入れられ、入学前の聴講を求められる。アカハラ・セクハラが始まる
- 2016年4月 正式に入学。授業や学外場で、特定の作家らへの罵詈雑言を介した精神的支配を受け、継続的にセクハラ被害も受ける（エントラップメント型の性加害）
- 2017年4月20日 渡部氏から「俺の女」発言。その後、当時同コースでの主任であった水谷八也教授に面談して相談するも「君に隙があった」「セクハラというのはもっとすごいやつだ」といった二次加害発言を受け、不適切な対応が続く
- 5月 指導教員の変更は認められたが、主任からは「話をあまり広めないこと」を勧められたり、

渡部氏への「詫びの言葉」を求められる

- 6月 同級生を通じて「渡部氏からの謝罪」を求めるが、聞き入れられず。以後、精神的苦痛により体調を崩し、キャンパスに足を運ぶことに恐怖をおぼえるようになり、授業にも出られなくなる

2018年3月16日 退学手続き

- 4月 早稲田大学での別のセクハラ事件の報道に接し、意を決してハラスメント防止室に電話、のち面談。相談員は名乗らず、録音も禁止される。「苦情申立書」の作成・持参を指示される

- 5月 早稲田大学総長および文学学術院長に対して直訴状を送付。「苦情申立書」の郵送での受理を求めるがなかなか受け入れられず、一ヶ月後ようやく許可が下される。

- 6月 『プレジデント・オンライン』取材記事が公開（「早大名物教授「過度な求愛」セクハラ疑惑」、以後11月まで記事が続く）。有志の教員や学生団体による声明が出る。大学に証言や証拠を送付し、その後やりとりが続くが、学内の調査結果は最後まで（今日に至るまで）不十分な中身にとどまる

- 7月 渡部氏の解任（退職金付き）

- 8月 リスク管理およびコンプライアンス推進統括責任者である副総長からの回答。アカハラとは認めず、被害者のほうに落ち度があったかのように記す二次加害の内容

- 8・9月 『朝日新聞』『東京新聞』などが報道。9月20日、渡部氏より「謝罪文」が届く

2019年 1月 渡部氏の代理人弁護士より受任の連絡。「謝罪文」から態度が一転し、ハラスメントは事実無根だとする内容。主任・早稲田大学の代理人弁護士からも受任通知書

- 6月 渡部氏および早稲田大学に対し、訴状を提出

2020年3月 東京地裁、第一回公判。裁判開始後、カウンセリング・心療内科に通院を余儀なくされる

11月 「大学のハラスメントを看過しない会」を立ち上げる

2021年 第五回公判、第一回～第九回弁論準備、和解打ち切り

2022年 第十回～十二回弁論準備。5月、それまでの「原告A」の自称ではなく、深沢の名前を公表。6月「陳述書」提出。11月結審

2023年4月6日 第一審・東京地裁判決で勝訴。被告に対し計60万5千円の賠償命令が下るも、判決文

はハラスメントの認識がきわめて不十分。『読売新聞』『朝日新聞』『毎日新聞』『テレ日朝日』など報道。SNS上で二次加害を受ける

4月20日 控訴状を提出

2024年2月22日 控訴審・東京高裁判決で勝訴。判決内容はやや前進し、被告に対し計99万円の賠償

命令下る

◆大学による対応の不備、裁判での孤立と二次加害、キャリアへの影響

1. 2017年、深刻なセクハラ被害を受けた時点で、まずはどこに相談してよいかも分からなかった。
2. 教員に相談しても、学科主任は問題を矮小化し、他の教員たちも加害者を庇うなど、周囲に口止めをした。
3. 加害者に遭遇するのが怖く、大学に通えなくなって中退したのちに、ハラスメント相談窓口の存在を初めて知った。
4. 相談窓口では、「中退者の相談には応えられない」などと言われ、あたかも「クレーマー」のように扱われ、不十分な対応しか取られなかった。
5. メディアで告発してようやく、大学は新たに学内調査の場を設けたが、加害教員は結局のところ懲

戒処分されず、退職金つきの解任で済ませられた。調査内容は不透明なまま終わり、被害者には納得のゆく説明もなく、いかなる謝罪も、補償も、救済もなかった。

6. 地裁・高裁の判決で敗訴となった今でも、大学はただ賠償金の支払いに応じるだけで、被害者個人に対する直接の謝罪の言葉などは一切なく、入学時の不透明な経緯の説明もない。安全配慮義務を怠り、学生の学ぶ機会を奪ったにもかかわらず、弱い立場の被害者は徹底的に孤立させられ、置き去りにされたままである。賠償金は授業料1年分にも満たない。大学の責任者たちのうちに、学生の側に立った「被害者支援」の視点がないことは明らか。むしろ、ときに加害者のほうが「攻撃」された被害者であるかのように装いさえする。
7. 被害者は、やりたくて裁判をやるわけではなく、助けを求める手段が裁判しか残されていなかった。それも、善意の方々からの支援がなければ、すべて自費で賄わざるをえない。
8. 裁判化したこと自体が、加害者も大学も被害者に責任をなすりつけようとした結果であり、一種の二次加害になっている。実際、裁判の書面では、大学側の弁護士が被害者を侮辱するような論すら展開しているのが実情。学内または第三者機関で十分な事実調査がなされ、大学が管理者としての自らの責任を負い、被害者への学業的・心理的なサポートを提供できる体制になっていたなら、裁判になどなっていなかった。
9. 裁判化すると、それまでは良好だった人間関係も組織的な口止めによって絶たれ、仕事の人脈も、追っていた夢も、将来の計画も、あらゆるものが崩れ去ってしまう。教員たちは被害者と接触することを禁じられていたらしく、証拠提出のための協力を求めても、まったく手を差し伸べてくれなかった。